日本標準商品分類番号

871319

医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

広範囲抗菌点眼剤

ノルフロキサシン点眼液 0.3%「ニットー」

NORFLOXACIN Ophthalmic Solution 0.3% [NITTO]

ノルフロキサシン点眼液

剤 形	点眼剤
製剤の規制区分	処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること)
規格・含量	1mL 中 日局ノルフロキサシン 3.0 mg 含有
一 般 名	和名: ノルフロキサシン (JAN) 洋名: Norfloxacin (JAN、INN)
製造販売承認年月日 薬価基準収載·発売年月日	製造販売承認年月日:2018 年 12 月 21 日(販売名変更) 薬価基準収載年月日:2019 年 6 月 14 日(販売名変更) 発 売 年 月 日:1999 年 7 月 9 日
開発・製造販売(輸入)・ 提携・販売会社名	製造販売元:株式会社 富士薬品 発 売 元:日東メディック株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	日東メディック株式会社 おくすり相談窓口 TEL:03-3523-0345 FAX:03-3523-0346 医療関係者向けホームページ http://www.nittomedic.co.jp/index.html

本 IF は 2019 年 3 月改訂の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書情報は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.pmda.go.jp/ にてご確認下さい。

IF利用の手引きの概要

- 日本病院薬剤師会 -

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書(以下、添付文書と略す)がある。 医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際に は、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略す)学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」(以下、IFと略す)の位置付け並びにIF記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成10年9月に日病薬学術第3小委員会においてIF記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において新たな I F記載要領 2008 が策定された。

IF記載要領 2008 では、IFを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること (e-IF) が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-IFが提供されることとなった。

最新版のe-IFは、(独) 医薬品医療機器総合機構のホームページ (http://www.pmda.go.jp/) から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IFを掲載する医薬品医療機器総合機構ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせてe-IFの情報を検討する組織を設置して、個々の IF が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF 記載要領の一部改訂を行い IF 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

2. IFとは

IFは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等はIFの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供されたIFは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

[IFの様式]

- ①規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体(図表は除く)で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF利用の手引きの概要」の全文を記載するも

のとし、2頁にまとめる。

[IFの作成]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別(内用剤、注射剤、外用剤)に作成される。
- ②IFに記載する項目及び配列は日病薬が策定したIF記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従 事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」(以下、「IF記載要領 2013」と略す)により作成されたIFは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体(PDF)から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[IFの発行]

- ①「IF記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF記載要領2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果(臨床再評価)が公表された時点並びに適応症の 拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはIFが改訂される。

3. IFの利用にあたって

「IF記載要領 2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のIFについては、医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IFの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やIF作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IFの利用性を高める必要がある。

また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IFが改訂されるまでの間は、当該 医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス 等により薬剤師等自らが整備するとともに、IFの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療 機器総合機構ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に 関する項目等は承認事項に関わることがあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

IFを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IFは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IFがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。 (2013 年 4 月改訂)

目 次

Ι.	概	要に関する項目1	WII.	安	全性(使用上の注意等)に関する項目	·· 11
	1.	開発の経緯1		1.	警告内容とその理由	11
	2.	製品の治療学的・製剤学的特性1		2.	禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)	11
				3.	効能又は効果に関連する使用上の注意とそ	の理
Ι.	名	称に関する項目2			由 ······	
	1.	販売名2		4.	用法及び用量に関連する使用上の注意とそ	の理
	2.	一般名 ······2			±	
	3.	構造式又は示性式2		5.	ー 慎重投与内容とその理由 ······	
	4.	分子式及び分子量2		6.	重要な基本的注意とその理由及び処置方法	
	¬. 5.	化学名(命名法)		7.	相互作用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6.	慣用名、別名、略号、記号番号2		7. 8.	副作用	
		CAS 登録番号 ·························2		9.	高齢者への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7.	CAS 豆螺苷与 ····································			后配句: 10012子 妊婦、産婦、授乳婦等への投与 ············	
Ш	右	効成分に関する項目3			小児等への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		物理化学的性質3			臨床検査結果に及ぼす影響	
	1.				過量投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.	有効成分の各種条件下における安定性3				
	3.	有効成分の確認試験法3			適用上の注意	
	4.	有効成分の定量法3			その他の注意 ······	
π,	生山	★UI-BB+7T5□		16.	その他	12
IV .	表	剤に関する項目4	T7.7	-II-I	ち 中学 段 12 間 十 2 項 日	10
	1.	剤形4	IX.	ЭFI	臨床試験に関する項目	
	2.	製剤の組成4		1.	薬理試験	
	3.	用時溶解して使用する製剤の調製法4		2.	毒性試験	13
	4.	懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意4			-m.// -t	
	5.	製剤の各種条件下における安定性4	Χ.	官	理的事項に関する項目	
	6.	溶解後の安定性5		1.	規制区分	
	7.	他剤との配合変化(物理化学的変化)5		2.	有効期間又は使用期限	····· 14
	8.	溶出性5		3.	貯法•保存条件	14
	9.	生物学的試験法 ······5		4.	薬剤取扱い上の注意点	14
	10.	製剤中の有効成分の確認試験法5		5.	承認条件等	14
	11.	that the second		6.	包装	
	12.	力価		7.	容器の材質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		混入する可能性のある夾雑物5		8.	同一成分•同効薬	
		注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する		9.	国際誕生年月日	
		情報		10.	製造販売承認年月日及び承認番号	15
	15	刺激性			薬価基準収載年月日	
		その他・・・・・・5			効能又は効果追加、用法及び用量変更追加	
	10.				年月日及びその内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
V.	治	療に関する項目6		13	再審査結果、再評価結果公表年月日及びそ	
	1.			10.	容	
	2.			14	再審査期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
	3.	版床成績 ·······6			投薬期間制限医薬品に関する情報	-
	٥.	面 小 汉积			各種コード	
τл	<u></u>	効薬理に関する項目8			保険給付上の注意	
VI.				17.	体膜稲刊工の注意	15
	1.		ΥI	⋆	献	16
	2.	薬理作用 ······8	771			
τπ	古				引用文献	
VII .	梁	物動態に関する項目9		2.	その他の参考文献	16
	1.	血中濃度の推移・測定法9	7711	<u>.</u> 4>	之 之次则	4-
	2.		ХІІ		·考資料······	
	3.	吸収9		1.	主な外国での発売状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	4.	• • • •		2.	海外における臨床支援情報	17
	5.	1 4433	_		L _L.	
	6.		XIII		精 ······	
	7.	トランスポーターに関する情報 10		1.	その他の関連資料	18
	Q	添析等に F ス 段				

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯

ノルフロキサシンは、日本で開発された初のニューキノロン系の合成抗菌剤である。眼科領域において、ノルフロキサシンは、市販のアミノ配糖体及びβーラクタム系抗生物質点眼剤に比べ、グラム陽性菌からグラム陰性菌に対して強い抗菌力を示すとともに、結膜嚢内滞留時間が長い点眼剤として開発された。

2008 年 12 月、厚生労働省医薬食品局長通知(薬食発第 0602009 号)「医薬品関連医療事故防止対策の強化について」(平成 16 年 6 月 2 日)に基づき、本剤の販売名をビスコレット点眼液 0.3%に変更した。

2018年12月、厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知(薬食審査発第0922001号)「医療用後発医薬品の承認申請にあたっての販売名の命名に関する留意事項について」に基づき、『ノルフロキサシン点眼液0.3%「ニットー」』として販売名変更の承認を取得し、2019年6月に薬価収載された。

2. 製品の治療学的・製剤学的特性

- (1) グラム陽性菌からグラム陰性菌に対し、広範な抗菌スペクトルと強い殺菌作用を示す。
- (2) 実験的緑膿菌性角膜感染症に対して優れた治療及び予防効果が認められた。
- (3) 結膜嚢内に長時間、高濃度に滞留する。

Ⅱ. 名称に関する項目

1. 販売名

(1) 和名

ノルフロキサシン点眼液 0.3%「ニットー」

(2) 洋名

NORFLOXACIN Ophthalmic Solution 0.3% NITTO

(3) 名称の由来

有効成分の一般名による

2. 一般名

(1) 和名(命名法)

ノルフロキサシン(JAN)

(2) 洋名(命名法)

Norfloxacin (JAN, INN)

(3) ステム

ナリジクス酸系抗菌薬:-oxacin

3. 構造式又は示性式

4. 分子式及び分子量

分子式:C₁₆H₁₈FN₃O₃

分子量:319.33

5. 化学名(命名法)

1-Ethyl-6-fluoro-4-oxo-7-(piperazin-1-yl)-1,4-dihydroquinoline-3-carboxylic acid (IUPAC)

6. 慣用名、別名、略号、記号番号

略号:NFLX

7. CAS 登録番号

70458-96-7

皿. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

白色~微黄色の結晶性の粉末である。

(2) 溶解性

酢酸(100)に溶けやすく、エタノール(99.5)又はアセトンに溶けにくく、メタノールに極めて溶けにくく、 水にほとんど溶けない。 希塩酸又は水酸化ナトリウム試液に溶ける。

(3) 吸湿性

吸湿性である。

(4) 融点(分解点)、沸点、凝固点

融点:220~224℃

(5) 酸塩基解離定数

該当資料なし

(6) 分配係数

該当資料なし

(7) その他の主な示性値

該当資料なし

2. 有効成分の各種条件下における安定性

光によって徐々に着色する。

3. 有効成分の確認試験法

日局「ノルフロキサシン」による

- (1) 紫外可視吸光度測定法
- (2) 赤外吸収スペクトル測定法(臭化カリウム錠剤法)

4. 有効成分の定量法

日局「ノルフロキサシン」による

電位差滴定法(0.1mol/L 過塩素酸で滴定)

Ⅳ. 製剤に関する項目

1. 剤形

(1) 投与経路

点眼

(2) 剤形の区別、外観及び性状

剤形:水性点眼剤

性状:無色澄明の水性点眼剤

(3) 製剤の物性

該当資料なし

(4) 識別コード

該当しない

(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等

pH:5.0~5.6

浸透圧比:約1(生理食塩液に対する比)

(6) 無菌の有無

本剤は無菌製剤である。

2. 製剤の組成

(1) 有効成分(活性成分)の含量

1mL 中 日局ノルフロキサシン 3.0mg 含有

(2) 添加物

エデト酸ナトリウム水和物(安定剤)、等張化剤、pH 調整剤

(3) 添付溶解液の組成及び容量

該当しない

3. 用時溶解して使用する製剤の調製法

該当しない

4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当しない

5. 製剤の各種条件下における安定性

本剤において、各種条件下における安定性は以下であった。1)

試験	保存条件	保存期間	保存形態	結果
加速試験	40℃ 75%RH	6ヶ月	最終包装製品	規格に適合注1

※注1 試験項目:性状、確認試験、pH、浸透圧比、不溶性異物試験、無菌試験、定量試験

6. 溶解後の安定性

該当しない

7. 他剤との配合変化(物理化学的変化)

該当資料なし

8. 溶出性

該当しない

9. 生物学的試験法

該当しない

10. 製剤中の有効成分の確認試験法

- (1)アセトアルデヒド溶液、ペンタシアノニトロシル鉄(Ⅲ)酸ナトリウム試液及び炭酸ナトリウム試液による 呈色反応
- (2)希塩化第二鉄試液による呈色反応
- (3)紫外可視吸光度測定法

11. 製剤中の有効成分の定量法

液体クロマトグラフィー

12. 力価

該当しない

13. 混入する可能性のある夾雑物

該当資料なし

14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報

該当資料なし

15. 刺激性

「IX.2.毒性試験」の項「(4)その他の特殊毒性」を参照すること。

16. その他

該当しない

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果

<適応菌種>

本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、ミクロコッカス属、モラクセラ属、コリネバクテリウム属、バシラス属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス(コッホ・ウィークス菌)、シュードモナス属、緑膿菌、バークホルデリア・セパシア、ステノトロホモナス(ザントモナス)・マルトフィリア、アシネトバクター属、フラボバクテリウム属、アルカリゲネス属

<適応症>

眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、瞼板腺炎、角膜炎(角膜潰瘍を含む)、眼科周術期の無菌化療法

2. 用法及び用量

通常、1回1滴、1日3回点眼する。

なお、症状により適宜増減する。

<用法・用量に関連する使用上の注意>

本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最少限の期間の投与にとどめること。

3. 臨床成績

(1) 臨床データパッケージ

該当資料なし

(2) 臨床効果

該当資料なし

(3) 臨床薬理試験

該当資料なし

(4) 探索的試験

該当資料なし

- (5) 検証的試験
 - 1) 無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

2) 比較試験

該当資料なし

3) 安全性試験

該当資料なし

4) 患者・病態別試験

- (6) 治療的使用
 - 1) 使用成績調査・特定使用成績調査(特別調査)・製造販売後臨床試験(市販後臨床試験) 該当資料なし

2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当しない

VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群

抗菌剤

キノロン系、ペニシリン系、セフェム系、アミノグリコシド系、マクロライド系など

2. 薬理作用

(1) 作用部位・作用機序

ノルフロキサシンはグラム陰性菌、グラム陽性菌に対して幅広い抗菌スペクトルを有し、各種眼感染症の起炎菌に対し強い殺菌力を示す。その作用機序は菌のDNA複製阻害によるものであり殺菌的に作用する。

(2) 薬効を裏付ける試験成績

<生物学的同等性試験>2)

緑膿菌角膜感染症モデル(ウサギ)において、感染防御効果及び治療効果を検討した結果、いずれの作用においても本剤と標準製剤(点眼剤、15mg/5mL)との生物学的同等性が確認された。

(3) 作用発現時間・持続時間

Ⅷ. 薬物動態に関する項目

- 1. 血中濃度の推移・測定法
 - (1) 治療上有効な血中濃度 該当資料なし
 - (2) 最高血中濃度到達時間

該当資料なし

(3) 臨床試験で確認された血中濃度

該当資料なし

(4) 中毒域

該当資料なし

(5) 食事・併用薬の影響

該当資料なし

(6) 母集団(ポピュレーション)解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ

(1) 解析方法

該当資料なし

(2) 吸収速度定数

該当資料なし

(3) バイオアベイラビリティ

該当資料なし

(4) 消失速度定数

該当資料なし

(5) クリアランス

該当資料なし

(6) 分布容積

該当資料なし

(7) 血漿蛋白結合率

該当資料なし

3. 吸収

該当資料なし

4. 分布

(1) 血液一脳関門通過性

該当資料なし

(2) 血液一胎盤関門通過性

(3) 乳汁への移行性

該当資料なし

(4) 髄液への移行性

該当資料なし

(5) その他の組織への移行性

該当資料なし

5. 代謝

(1) 代謝部位及び代謝経路

該当資料なし

(2) 代謝に関与する酵素(CYP450等)の分子種

該当資料なし

(3) 初回通過効果の有無及びその割合

該当資料なし

(4) 代謝物の活性の有無及び比率

該当資料なし

(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ

該当資料なし

6. 排泄

(1) 排泄部位及び経路

該当資料なし

(2) 排泄率

該当資料なし

(3) 排泄速度

該当資料なし

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

Ⅲ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

1. 警告内容とその理由

該当しない

2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)

【禁忌】(次の患者には投与しないこと)

ノルフロキサシン又はキノロン系合成抗菌剤に対し過敏症の既往歴のある患者

3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

「V.2.用法及び用量」の項を参照すること。

5. 慎重投与内容とその理由

該当しない

6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

長期間使用しないこと。

7. 相互作用

(1) 併用禁忌とその理由

該当しない

(2) 併用注意とその理由

該当しない

8. 副作用

(1) 副作用の概要

本剤は使用成績調査等副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

(2) 重大な副作用と初期症状

該当しない

(3) その他の副作用

次のような症状又は異常等があらわれた場合には、投与を中止するなど適切な処置を行うこと。

	頻度不明			
眼	角膜沈着物、しみるなどの眼刺激症状、瘙痒感、結膜充血、眼瞼の腫			

脹•発赤、表在性角膜炎、角膜上皮剥離

(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

「VIII.2.禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)」の項を参照すること。

9. 高齢者への投与

該当資料なし

10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

該当資料なし

11. 小児等への投与

該当資料なし

12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

13. 過量投与

該当資料なし

14. 適用上の注意

- (1) 投与経路:点眼用のみに使用すること。
- (2) 投与時:薬液汚染防止のため、点眼のとき、容器の先端が直接目に触れないよう指導すること。

15. その他の注意

該当資料なし

16. その他

該当しない

IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験

- (1) 薬効薬理試験(「VI. 薬効薬理に関する項目」参照)
- (2) 副次的薬理試験

該当資料なし

(3) 安全性薬理試験

該当資料なし

(4) その他の薬理試験

該当資料なし

2. 毒性試験

(1) 単回投与毒性試験

該当資料なし

(2) 反復投与毒性試験

該当資料なし

(3) 生殖発生毒性試験

該当資料なし

(4) その他の特殊毒性

局所刺激性試験 3)

ウサギの結膜嚢内に本剤 1 滴(約 30μ L)を 30 分毎に計 15 回点眼し、投与終了時より $1\sim72$ 時間後観察した結果、全く眼粘膜刺激性は認められなかった。

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分

製 剤:処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること) 有効成分:該当しない

2. 有効期間又は使用期限

使用期間:3年

使用期限:容器及び外箱に表示

3. 貯法・保存条件

遮光、室温保存(長期間低温に保存しないこと。)

4. 薬剤取扱い上の注意点

(1) 薬局での取り扱い上の留意点について

該当しない

(2) 薬剤交付時の取扱いについて(患者等に留意すべき必須事項等)

「Ⅷ.14.適用上の注意」の項を参照すること。 くすりのしおり:有り

(3) 調剤時の留意点について

該当しない

5. 承認条件等

該当しない

6. 包装

ノルフロキサシン点眼液 0.3%「ニットー」: 5mL×5本

5mL×10本

5mL×50本

7. 容器の材質

容 器:ポリエチレン

中 栓:ポリエチレン キャップ:ポリエチレン

8. 同一成分•同効薬

同一成分薬:ノフロ®点眼液 0.3%、バクシダール®点眼液 0.3%

同 効 薬:オフロキサシン、塩酸ロメフロキサシン、レボフロキサシン、ガチフロキサシン水和物、トス

フロキサシントシル酸塩水和物、モキシフロキサシン塩酸塩

9. 国際誕生年月日

不明

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

製造販売承認年月日:2018年12月21日

承認番号:23000AMX00854000

(旧販売名)ビスコレット点眼液 0.3% 承認年月日:2008年4月3日

(旧販売名)ビスコレット点眼液 承認年月日:1999年3月9日

11. 薬価基準収載年月日

2019年6月14日

(旧販売名)ビスコレット点眼液 0.3%:2008 年 12 月 19 日 経過措置期間終了:2020 年 3 月 31 日 (旧販売名)ビスコレット点眼液:1999 年 7 月 9 日

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成 18 年厚生労働省告示第 107 号)の一部を改正した平成 20 年厚生労働省告示第 97 号(平成 20 年 3 月 19 日付)の「投薬期間に上限が設けられている医薬品」には該当しない。

16. 各種コード

販売名	HOT (9 桁)番号	収載医薬品コード	レセプト電算コード
ノルフロキサシン点眼液	102221601	1319727Q1018	622619900
0.3%「ニットー」	102221001	1317/2/Q1016	022019900

17. 保険給付上の注意

本剤は診療報酬における後発医薬品に該当しない。

XI. 文献

1. 引用文献

- 1) 株式会社富士薬品:安定性試験(社内資料)
- 2) 株式会社富士薬品:生物学的同等性試験(社内資料)
- 3) 株式会社富士薬品:局所刺激性試験(社内資料)

2. その他の参考文献

XII. 参考資料

1. 主な外国での発売状況

該当しない

2. 海外における臨床支援情報

XⅢ. 備考

1. その他の関連資料